

平成 20 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名	日本電産株式会社
代表者名	代表取締役社長 永守 重信
取 引 所	東証一部・大証一部（6594） NYSE（NJ）
問合せ先	広報宣伝部長 田村 徳雄
T E L	（075）935－6150

### 東洋電機製造株式会社からの第3回質問事項に対する回答書提出と

#### 当社からの要請について

当社は、平成 20 年 9 月 16 日付プレスリリースでお知らせ致しましたとおり、東洋電機製造株式会社（コード番号 6505 東証第一部、以下「東洋電機製造」といいます。）に対し、資本・業務提携（以下「本提携」といいます。）の提案を行い、本提携に関する提案書を提出しております。その後、以下のとおり、当社は、東洋電機製造より質問事項を受領し、東洋電機製造が導入された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」に定めるプラン（以下「本プラン」といいます。）に則り、これらに対する回答を行って参りました。

平成 20 年 10 月 1 日	情報リスト（質問事項）の受領
平成 20 年 10 月 10 日	情報リストに対する回答書の提出
平成 20 年 10 月 24 日	第 2 回質問事項の受領
平成 20 年 11 月 5 日	第 2 回質問事項に対する回答書の提出
平成 20 年 11 月 17 日	第 3 回質問事項の受領

当社は第 3 回質問事項の内容についても本プランに則り真摯に検討し、本日、東洋電機製造に対して、第 3 回質問事項に対する回答書を提出致しましたのでお知らせ致します。

また当社は本日、東洋電機製造に本提携をご提案申し上げた本年 9 月 16 日以降、事業環境の急激な変化に鑑み、いち早く東洋電機製造と当社が資本・業務提携に向けた具体的な協議・交渉を行うことこそが、両社のすべてのステークホルダーの利益の最大化に資する最善の方策との認識の下、東洋電機製造取締役会に対し、本プランに基づき、当社に対して速やかに情報提供完了の通知を行い、取締役会評価期間を開始することを要請致しました。

本プランの運用には東洋電機製造取締役会があたられていることから、東洋電機製造が質問書の内容を開示していないなかで、当社としては、現時点で、当社独自の判断による回答書内容の

開示をすべきでないと考えております。ただし、東洋電機製造の取締役会に対しては、その同意さえあれば、当社は何時でも開示の用意がある旨改めてお伝え致しました。

当社といたしましては、東洋電機製造が平成20年7月14日付で公表した「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について」において定められているプラン（以下「本プラン」といいます。）の目的である、東洋電機製造の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を念頭に、提案当初から一貫して、当社としてお伝えできる情報を最大限、東洋電機製造取締役会に提供して参りました。しかしながら、これに対し、東洋電機製造から第3回質問事項の送付に関連して発表された平成20年11月17日付プレスリリースに「追加質問のほぼ過半について具体的な回答を留保されました」等との東洋電機製造取締役会の見解が記載されております。この点につきましては、当社の認識とは異なりますが、当社といたしましては東洋電機製造取締役会にご理解頂けるよう引き続き最大限の努力を続けて参ります。

当社は、本プランに定める手続及び趣旨に則って、これらの質問と回答を開示することを前提に東洋電機製造の株主及び投資家の皆様にご判断頂けるよう、誠実かつ最大限に回答を行って参りました。このような中、東洋電機製造から今回第3回質問事項として受領致しましたご質問が、全て第2回質問事項に含まれる質問と同一内容をそのまま繰り返すものであったことから、これに対する対応には苦慮せざるを得ませんでした。

以上の状況ではありますが、本回答書におきましても、可能な限り東洋電機製造のご要望にお応えすべく、さらに一步踏み込んだ回答をご用意させて頂きました。

また、今回の第3回質問事項において、東洋電機製造取締役会より、「インタビューによる回答」及び「秘密保持契約締結の上での回答」について要請がありましたが、当社といたしましては、取締役会評価期間開始前の現段階においては、以下の理由により、これまでどおり、秘密保持契約を締結せず、書面で回答することと致しました。

#### 1. インタビューによる回答

当社は従前より、東洋電機製造取締役会に対して、「直接対話」を要請して参りました。これは、当社の提案内容を充分にご理解いただくと共に、双方向の情報交換・意見交換を行うことにより、本提携後の両社の関係等について、具体的な検討を行うことを目的としております。今回の東洋電機製造取締役会からの要請は、特定のインタビュアーに対して、当社から一方向に情報提供を行うに過ぎず、従前から当社が求めている「直接対話」、すなわち東洋電機製造従業員や取引先をも含む幅広い範囲のステークホルダーとのコミュニケーションを目的とするものではないため、双方向の情報交換・意見交換とは異なるものであると考えます。

また、特定のインタビュアーに対する口頭での回答は、東洋電機製造の株主を含むステークホルダーの皆様への情報開示を行う上で、必ずしも適切な方法ではないのではないかと考えております。

#### 2. 秘密保持契約締結の上での回答

当社は、東洋電機製造に対する本提携のご提案を行うに際しては、本プランに則り、東

洋電機製造の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を念頭に、東洋電機製造取締役会のみならず、東洋電機製造の株主を含むステークホルダーの皆様が検討を行うために必要な情報を提供することが重要であると考えております。秘密保持契約という制約された下で東洋電機製造取締役会のみで情報を開示することは、東洋電機製造のすべての株主の利益の最大化という本プランの原則に反するものであると考えております。

このように当社は本プランに定める手続に則った以上の方針に基づき、東洋電機製造の株主の皆様にご判断いただくことを念頭に、本日、回答を行いました。なお、当社といたしましては、これまで東洋電機製造からの質問に対して誠実かつ最大限に回答を行ってきており、東洋電機製造取締役会におかれて、本提案が東洋電機製造の企業価値及び東洋電機製造の株主を含むステークホルダーの皆様にも共同の利益に資するかをご判断頂くために十分な情報を提供させて頂いたと考えております。当社は、東洋電機製造取締役会による情報提供完了通知が迅速に行われ、当社が提供した情報の評価、検討、当社との直接対話を通じた交渉、意見交換等を行う次のプロセスに前進すること、また、東洋電機製造の株主を含むステークホルダーの皆様にも本提案をよりよく理解していただくためには、これまでの東洋電機製造からの質問及び当社の回答が公開されることが望ましいものと考えております。

以上